

高槻市廃棄物事前審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物（法第2条第4項に掲げるものをいう。以下同じ。）及び特別管理産業廃棄物（法第2条第5項に掲げるものをいう。以下同じ。）の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事前審査)

第2条 次の各号に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替え保管を含まないもの及び許可の更新は、この限りでない。

- 一 法第8条第1項の規定による許可申請
- 二 法第9条第1項の規定による変更許可申請
- 三 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可申請
- 四 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更許可申請
- 五 法第15条第1項の規定による許可申請
- 六 法第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請

(事前審査に関する手続き)

第3条 事前審査を申請しようとする者（以下「事前審査申請者」という。）は、事前審査申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 事前審査の申請に際しては、別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合には、この限りでない。

(関係機関への意見照会等)

第4条 市長は、事前審査申請書が提出されたときは、必要に応じて当該申請に係る施設（以下「施設」という。）の現地を調査し、関係機関に対して、当該申請に関連する他の法令の有無を照会することがある。

- 2 市長は、前項の照会に対する関係機関からの回答があったときは、当該事前審査申請者に対し、必要に応じて情報の提供を行うことがある。

(事前審査事項)

第5条 第3条の事前審査に係る市長の審査事項は次のとおりとする。

- 一 事業の用に供する施設の計画内容が、それぞれの許可に係る施設に関する審査基準（別表第2に掲げるものをいう。）に適合するものであること。

二 次に掲げる者に対し、事前審査申請者は、計画内容について十分な説明を行い、その地域の生活環境の保全の確保を図る旨の協議を行うこと。

イ 施設の所在地及びその隣接地の所有者

ロ 施設の所在地の隣接地の占有者及び居住世帯の世帯主（隣接地の建物が区分所有されている場合には、各世帯主に代えて建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する管理を行うための団体）

ハ 施設の所在地の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する「地縁による団体」をいう。）

ニ 施設からの排水流入地（第一次放流先に限る。）の水利権者（排水が雨水のみの場合を除く。）で市農業委員会が必要と認める者

ホ 施設の所在地に隣接して農業が営まれている場合は、その経営者

ヘ その他市長が生活環境の保全又は公衆衛生の向上のため、特に必要があると認める利害関係者

（事前審査の終了）

第6条 市長は、事前審査申請書の内容が第5条に定める事項に適合すると認めるときは、事前審査終了書を事前審査申請者に対して交付するものとする。

（申請書等の様式等）

第7条 この要綱に定める申請書等の様式は次のとおりとする。

一 第3条第1項に定める事前審査申請書 様式第一号

二 第6条に定める事前審査終了書 様式第二号

2 前項に掲げる申請書等の提出部数は二部とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に大阪府産業廃棄物事前審査要綱第3条第1項の規定により提出された事前審査申請書及び同第6条第1項の規定により行われている指示は、それぞれ第3条第1項の規定により提出された事前審査申請書及び第6条第1項により交付された指示書による指示とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

項	添付書類	内容	備考
1	施設所在地の登記簿謄本		申請前3か月以内のもの
2	施設及びその周辺区域の地籍図		申請前3か月以内のもの
3	施設周辺土地所有者の一覧表		申請前3か月以内のもの
4	施設概要を明らかにする図面	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図 中間処分……1/15及び1/50 埋立処分……1/1500	
5	計画敷地内配置図	施設及び関連設備の計画敷地内での位置関係がわかるもの	
6	処理工程図	廃棄物の処理工程を明記したもの	中間処理にかかる場合のみ
7	平面図	処分場の計画地の平面図(1/1000及び1/500)	埋立処分にかかる場合のみ
8	縦断面図	処分場の計画地の縦断面図	同上
9	横断面図	処分場の計画地の横断面図	同上
10	船舶等施設の平面図及び断面図		海洋投入処分にかかる場合のみ
11	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第13条第1項に定める登録済証の写し		同上
12	境界確定図	施設又は敷地が道路等公共施設と隣接する場合等	埋立処分にかかる場合のみ
13	現況写真	施設の設置場所及び周辺の状況を明らかにするもの(申請前2週間以内に撮影したもの)	
14	処理能力計算書		中間処理、埋立処分、海洋投入処分にかかる場合のみ
15	付近見取図	周辺住宅地図等	

別表第2(第5条関係)

1 積替施設の基準

	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
全体構造基準	へいで囲い、出入口に施錠可能な扉を設け(へいに囲まれた事業場内の敷地の一部を積替施設として使用する場合は不要とする。)下記の基準に基づく、排水設備、散水設備、消火設備、積卸し場所及び保管施設を有するものとする。	へいで囲い、出入口に施錠可能な扉を設け(へいに囲まれた事業場内の敷地の一部を積替施設として使用する場合は不要とする。)下記の基準に基づく、散水設備、消火設備、積卸し場所及び保管施設を有するものとする。
個別基準	構造については、基礎を有する高さ3m程度の鋼板又はブロック構造のものとする。ただし、密閉倉庫型の建築物内で積替え及び保管を行う場合又は密閉された容器で積替え及び保管を行う場合については、基礎を有する高さ3m程度のフェンス構造のものでも可とする。	
排水設備	(1) 液状廃棄物の積み卸しを屋外で行う場合には作業場所をコンクリート舗装するとともに、U字溝等の排水設備を設け、排水路に放流する前に油水分離できる溜槽を設けるものとする。 (2) 保管施設が建築物以外のものである場合は、排水路に放流する前に溜槽を設けるものとする。	
散水設備	粉塵が発生し飛散するおそれのある産業廃棄物の積替えを行う場合には、散水設備を設けるものとする。	
消火設備	積替える産業廃棄物の種類及び量に応じた消火器等の消火設備を設置するものとする。	
積卸し場所	以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内に設けられているものとする。 (1) 積替えのみで保管を行わない場合 (2) 液状廃棄物の積替えをタンクローリー等からの移送ホースにより行う場合 (3) 工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片等のみの積替えを行う場合 (4) 密閉された容器で積替えを行い、積卸し場所をコンクリート舗装する場合 (5) 建築物の建設が可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片等又は木くず(工作物の除去に伴って生じたものに限る。)のみを、三方に壁と屋根を有する建築物の屋内で積替えを行う場合 (6) 建築物の建設が不可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片等又は木くず(工作物の除去に伴って生じたものに限る。)のみを三方に壁を有し、天井がネット張り構造の施設の屋内で積替えを行う場合	以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物の屋内に設けられているものとする。 (1) 積替えのみで保管を行わない場合 (2) 液状廃棄物の積替えをタンクローリー等からの移送ホースにより行う場合 (3) 密閉された容器で積替えを行い、積卸し場所をコンクリート舗装する場合

<p>保管施設</p>	<p>(1) 以下に掲げる場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物内に設置するものとする。</p> <p>イ タンクを使用して保管する場合</p> <p>ロ 工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片等のみの保管を行い、廃棄物の積み上げた高さがへいの高さを越えない場合</p> <p>ハ 建築物の建設が可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片等又は木くず(ただし、工作物の除去に伴って生じたものに限る。)のみの保管を三方に壁と屋根を有する建築物の屋内で行う場合</p> <p>ニ 建築物の建設が不可能な場所に設置する場合で、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片等又は木くず(工作物の除去に伴って生じたものに限る。)のみの保管を三方に壁を有し、天井がネット張り構造の施設の屋内で行う場合</p> <p>(2) 施設の構造は以下の項目を満足するものであるものとする。</p> <p>イ 床 全面にコンクリート舗装を行うものとする。液状廃棄物を保管する場合は、さらに、床面を不透水性の材料で舗装したうえ、傾斜、U字溝及び溜槽を設ける。</p> <p>ロ 保管の区分及び仕切り 廃棄物の重量等に耐えうる構造の仕切りを設け、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片等については、運搬先ごとに区分するものとする。他の産業廃棄物については、さらに種類ごとに区分する。ただし密閉された容器で保管する場合は除く。</p> <p>ハ 広さ及び区画 搬入区画と搬出区画を設けるなど、十分な広さを確保するものとする。また最大保管量を定める。</p> <p>(3) 特に悪臭が発生するおそれのある産業廃棄物は密閉できる構造のピットを設けて保管するものとする。</p>	<p>(1) タンクを使用して保管する場合を除き、原則として密閉倉庫型の建築物内に設置するものとする。</p> <p>(2) 施設の構造は以下の項目を満足するものであるものとする。</p> <p>イ 扉 出入口に施錠可能な扉を設けるものとする。</p> <p>ロ 床 全面にコンクリート舗装を行うものとする。液状廃棄物を保管する場合は、さらに、床面に傾斜、U字溝及び溜槽を設ける。特に廃油、廃酸及び廃アルカリの場合は床面は不浸透性の構造のものとする。</p> <p>ハ 保管の区分及び仕切り 廃棄物の重量等に耐えうる構造の仕切りを設け、種類ごとに区分するものとする。</p> <p>ニ 広さ及び区画 搬入区画と搬出区画を設けるなど、十分な広さを確保するものとする。また最大保管量を定める。</p> <p>(3) 特に悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物は密閉できる構造のピットを設けて保管するものとする。</p>
<p>施設運用基準</p>	<p>住居等が隣接する場所で重機を使用する場合には、低騒音型の重機を使用するものとする。</p>	

2 中間処理施設(埋立処分及び海洋投入処分を除く処分の用に供する処理施設)の基準

		産業廃棄物処分類		特別管理産業廃棄物処分類	
共通基準	管理	中間処理施設の維持管理を行うため、原則として、常駐が可能な管理事務所が設置されていること。			
	構造	(1) 施設は、適正な処理を行うための十分な能力を有していること。 (2) 施設は、必要に応じ耐酸性、耐アルカリ性又は耐熱性を有する材料又は機材等を用いること。			
	囲い	(1) 許可された敷地内には、みだりに関係者以外の人々が中間処理施設に立ち入るのを防止することができる囲い等必要な措置が講じられていること。 (2) 作業時間以外は、人が立ち入ることができないよう、入口に施錠できる門扉を設ける等の必要な措置が講じられていること。			
	床	床構造は、搬入車両、重機等の運行に支障なく、車両等の荷重に耐えられるものであること。また、敷地内は、アスファルト・コンクリート舗装以上の構造とすること。			
	環境	(1) 雨水の流入を防止するために、防液堤等の必要な措置が講じられていること。 (2) 廃棄物に触れた汚水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。 (3) 液状の廃棄物及び廃棄物に触れた汚水の地下浸透を防止するため、施設が設置される床又は地表面は、廃棄物の性状により、不透水性の材料で築造され、又は被覆等の必要な措置が講じられていること。 (4) 廃棄物の飛散を防止するために、廃棄物の種類に応じ、屋根等の必要な措置が講じられていること。 (5) 廃棄物の飛散及び流出を防止するために、擁壁等の必要な措置が講じられていること。 (6) 著しい臭気が発生する場合は、周辺的生活環境を損なわないよう、主要な施設に覆い又は屋根を設置し、脱臭装置を設ける等の必要な措置が講じられていること。 (7) 著しい粉塵等が発生し、周辺的生活環境を損なわないよう、囲い、散水設備又は集塵設備等の必要な粉塵発生防止措置が講じられていること。 (8) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物を保管する場合は、建屋等の雨水との接触防止措置がとられていること。 (9) 必要に応じ、運搬車両等のタイヤ等に付着した泥を洗い落とすことができる設備が設けられていること。			
	受入保管施設	構造	廃棄物の種類ごとに分別して受入保管できる構造であること。	(1) 廃棄物の種類ごとに分別して受入保管できる構造であること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合に、それ以外の物が混入する恐れのない場合を除く。 (2) 廃油にあつては、容器に入れ密封する等、当該廃油の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油が高温にさらされないために必要な措置がとられていること。	
	中間処理施設	(1) 固定式の施設であること。 (2) 施設の維持管理が行えるように、点検歩廊、点検口、地下水検査孔等の設備が設けられていること。			
処理後物の保管施設	廃棄物の種類ごとに分別して保管できる構造であること。				
個別基準	(1) 汚泥を処分する場合	当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(1) 廃油を処分する場合	イ 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられ、かつ当該廃油の処分に適した焼却施設、油水分離施設その他の処理施設を有すること。 ロ 消火器その他の消火設備を有すること。	
	(2) 廃油を処分する場合	当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(2) 廃酸又は廃ア		腐食を防止するために必要な

(3) 廃酸又は廃アルカリを処分する場合	当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。	ルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）を処分する場合	措置が講じられた、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
(4) 廃プラスチック類を処分する場合	当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(3) シアン化合物を含む廃酸若しくは廃アルカリ又は当該廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したものを処分する場合	当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設を有すること。
(5) ゴムくずを処分する場合	当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	(4) 感染性産業廃棄物を処分する場合	イ 当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設を有すること。 ロ 当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を有すること。
(6) コンクリート片の破碎を行う場合	当該コンクリート片の破碎に適する衝撃作用による破碎施設を有すること。ただし、せん断作用による破碎機（2軸あるいは3軸のスクリュータイプによる破碎機）等での当該コンクリート片の破碎については不可	(5) 廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分する場合	当該廃 PCB 等又は PCB 汚染物の処分に適する焼却施設、洗浄施設その他の処理施設を有すること。
(7) 上記以外の産業廃棄物を処分する場合	その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。	(6) 廃石綿等を処分する場合	当該廃石綿等の処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。
(8) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、浸透し、及び悪臭を発生しないように必要な措置を講じた保管施設であること。		(7) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設を有すること。
		(8) シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設を有すること。
		(9) 汚泥（上記二欄に掲げるものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものを処分する場合	当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設を有すること。

		<p>(10) その他の特別管理産業廃棄物を処分する場合</p>	<p>当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えたものを有すること。</p>
		<p>(11) 処分する当該特別管理産業廃棄物の性状を分析することのできる設備を有すること(上記、(4)、(6)の場合を除く。)</p>	
		<p>(12) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、及び悪臭を発生しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。</p>	
<p>処理基準</p>	<p>処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないような措置を講ずること。</p>		
	<p>保管を行う場合には、周囲に囲いが設けられ、かつ、保管施設である旨の表示がされている施設で行うこと。</p>		
	<p>保管施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>		
	<p>焼却する場合には、焼却施設を用いて焼却すること。</p>		
		<p>(1) 廃油の処分又は再生を行う場合</p>	<p>廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。</p>
	<p>(2) 廃酸若しくは廃アルカリの処分又は再生を行う場合</p>	<p>廃酸若しくは廃アルカリの処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。</p>	
	<p>(3) 感染性廃棄物の処分又は再生を行う場合</p>	<p>感染性廃棄物の処分又は再生は、当該廃棄物の感染性を失わせる方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。</p>	
	<p>(4) 廃石綿等の処分又は再生を行う場合</p>	<p>廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。</p>	

3 埋立処分場(埋立処分の用に供する処理施設)の基準

下記の共通基準及び、埋め立てる産業廃棄物が政令第6条の4第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物である場合は遮断型埋立処分場の個別基準、安定型産業廃棄物の場合は安定型埋立処分場の個別基準、それ以外の産業廃棄物の場合は管理型埋立処分場の個別基準を用いるものとする。

共通基準	1 囲い	(1) 囲いは、原則として処分場の全周囲に設けられていること。 (2) 囲いの材質及び構造等は、風圧等により容易に転倒又は破壊されないものとする。こと。 (3) 出入口は、原則として1ヶ所とし、門扉を設け施錠できるものとする。こと。	
	2 地滑り防止工、沈下防止工	(1) 地滑り防止工はアンカー工法、押さえ盛土工法等、沈下防止工は地盤改良、杭基礎等の適切な工法とする。こと。 (2) 現場調査、地質・土質調査等により地滑り防止工法及び沈下防止工法を決定する。こと。	
	3 表面水集排水	安定型最終処分場にあつては埋立進捗状況に応じ、施工できることとする。 (1) 開渠等は、地表水等の排水を安全に流下することができることとともに、埋立廃棄物と接触しないよう考慮して設置する。こと。 (2) 開渠等の材質及び構造は、埋め立てる産業廃棄物の圧力及び埋立用の重機、搬入車両等の荷重に十分耐えられるものとする。こと。 (3) 開渠その他の設備の断面等は、必要な設計計算を行い決定する。こと。	
	4 事務所	最終処分場を維持管理するため、原則として管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置する。こと。	
	5 洗車	最終処分場の出入口付近には、車両に付着した土砂等を洗い落とすための洗車施設等を設置する。こと。	
	6 基準高	計画地周辺に、基準高を2ヶ所以上設定し、埋立地の築造、産業廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにする。こと。なお、基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置とする。こと。	
	7 境界	埋立を行う区域を明確にするため、境界杭を設置しロープ等を張る。こと。(遮断型最終処分場を除く。)	
個別基準	安定型埋立処分場	1 擁壁等	(1) 擁壁等の設計に当たっては構造計算等により、安定性の検討が行われている。こと。 (2) 雨水その他の地表水を排水するために、擁壁等の下端にU字溝等の排水設備が設けられている。こと。 (3) 水抜き穴を擁壁の下部や湧水等のある箇所にも有効に設置する。こと。 (4) 擁壁裏面の浸透水、湧水等の集排水を容易にするために、擁壁の裏面全体に透水層を設ける。こと。
		2 盛土、切土	盛土又は切土の形態等は、次の要件を備えたものである。こと。なお、必要に応じ、安定計算等を行い十分に安全性が確保されている。こと。 盛土 (1) 盛土法面の勾配は、30度以下の緩やかなものとする。こと。 (2) 高さ5m以上の盛土斜面が生ずる場合は、5mごとに幅2m以上の小段(犬走り)を設ける。こと。また、小段3段目ごとに5m以上の大段を設ける。こと。 (3) 小段及び大段の法尻並びに盛土法面の最上部には、U字溝等の表面排水設備を設ける。こと。 (4) 法面の造成後直ちに、植生工等により法面の崩壊防止工及び保護工を施す。こと。 切土 切土法面の勾配は、原則として水平面に対し軟岩(風化の著しいものは除く。)の場合は60度以下とし、風化の著しい岩の場合は40度以下とし、砂利、真砂土、硬質粘土その他これらに類する土質の場合は35度以下とする。こと。 法面の形態、表面排水及び法面保護については盛土の場合と同様とする。
		3 浸出水集排水設備	埋立地には、産業廃棄物の保有水及び埋立地内に降った、産業廃棄物からの浸出水を有効に集水し、及び排水できる堅固で耐久力を有する構造の設備を設ける。こと。 (1) 集排水設備は、浸出水が局部的にも滞水することなく速やかに集水できるとともに自然流下し得る勾配を有する。こと。 (2) 集排水管の材質及び管厚は、埋め立てる産業廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重等に十分耐えうるものである。こと。 (3) 集排水管等の断面等は、必要な設計計算を行い決定する。こと。 (4) 浸出水の放流先への土砂等の持ち出しを防止するため、浸出水集排水設備の下流部分に、必要容量を備えた沈砂池を設置する。こと。なお、浸出水の排水口は採水ができる構造とする。こと。

個別 基準	管理 型最 終処 分場	1 擁壁等	<p>(1) 擁壁等の設計に当たっては構造計算等により、安定性の検討が行われていること。</p> <p>(2) 雨水その他の地表水を排水するために、擁壁等の下端にU字溝等の排水設備が設けられていること。</p> <p>(3) 水抜き穴を擁壁の下部や湧水等のある箇所に有効に設置すること。</p> <p>(4) 擁壁裏面の浸透水、湧水等の集排水を容易にするために、擁壁の裏面全体に透水層を設けること。</p> <p>(5) 擁壁が遮水工を兼ねる場合は、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) コンクリート擁壁を防水加工する等、不透性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(ロ) 産業廃棄物、産業廃棄物の保有水等による腐食を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>(6) 間知ブロック練積み造擁壁等、擁壁が遮水工を兼ねない場合は、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) 擁壁の背後に遮水工を設けること。</p> <p>(ロ) 水抜き穴を擁壁の下部や湧水等のある箇所に有効に設置すること。</p> <p>(ハ) 擁壁裏面の浸透水、湧水等の集排水を容易にするために、擁壁の裏面全面に透水層を設けること。</p>
		2 盛土、切土	<p>盛土又は切土の形態等は、次の要件を備えたものであること。なお、必要に応じ、安定計算等を行い十分に安全性が確保されていること。</p> <p>盛土</p> <p>(1) 盛土法面の勾配は、30度以下の緩やかなものとする。</p> <p>(2) 高さ5m以上の盛土斜面が生ずる場合は、5mごとに幅2m以上の小段(犬走り)を設けること。また、小段3段目ごとに5m以上の大段を設けること。</p> <p>(3) 小段及び大段の法尻並びに盛土法面の最上部には、U字溝等の表面排水設備を設けること。</p> <p>(4) 法面の造成後直ちに、植生工等により法面の崩壊防止工及び保護工を施すこと。</p> <p>切土</p> <p>切土法面の勾配は、原則として水平面に対し軟岩(風化の著しいものは除く。)の場合は60度以下とし、風化の著しい岩の場合は40度以下とし、砂利、真砂土、硬質粘土、その他これらに類する土質の場合は35度以下とすること。</p> <p>法面の形態、表面排水、法面保護については盛土の場合と同様とする。</p>
		3 遮水工	<p>(1) 遮水工は原則としてシート工法以上の遮水効果、強度、耐久性等を有する工法とすること。</p> <p>(2) 不透水性の地層で透水係数が$1 \times 10^{-7} \text{cm/sec}$以下の地層が3m以上確実にあることが明らか場合は、シート等による遮水工を省略することができる。</p> <p>(3) 遮水工をシートで行う場合は、次のことに留意して施工すること。</p> <p>(イ) 草木はすべて伐採及び除根し突起物がないようにすること。必要に応じ、シートが接する地盤面に敷砂、保護コンクリート等の施工を行うこと。</p> <p>(ロ) 埋立作業や湧水等によりシートが移動しないように端部を固定すること。</p> <p>(ハ) 産業廃棄物による破損を防止するため、良質土でシート上部に50cm以上の保護層を設けること。</p> <p>(ニ) シートの材質及び厚さは、気象条件、廃棄物の種類及び浸出液の性状等により、強度、耐風化性及び耐劣化性について検討し決定すること。</p> <p>(ホ) 接合面の重ね合わせは十分にとり、引張り等に対し十分な強度を備えていること。</p> <p>(ヘ) 産業廃棄物や浸出水の圧力により地盤が不等沈下し、局部的に大きなひずみを生ずるおそれのある場合又は作業機械等の局部的な大きい荷重によりシートの下地が破損するおそれのある場合には、置換工事による地盤改良、地盤の締固め等の措置を講ずること。</p> <p>(ト) 湧水等によるシート背面の水圧により膨れ上がりを生じたり、圧力により遮水工を破損したりするおそれのある場合は、暗渠管網を含む地下水集排水設備を設置すること。</p>

		4 浸出水集排水設備	<p>(1) 集排水設備は、浸出水が局部的にも滞水することなく速やかに集水することができるように自然流下し得る勾配を有すること。</p> <p>(2) 集排水管の材質及び管厚は、埋め立てる産業廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重等に十分耐えうるものであること。</p> <p>(3) 集排水管等の断面等は、必要な設計計算を行い決定すること。</p> <p>(4) 浸出水の放流先への土砂等の持ち出しを防止するため、浸出水集排水設備の下流部分に、必要容量を備えた沈砂池を設置すること。なお、浸出水の排水口は採水ができる構造とすること。</p> <p>(5) 遮水工にシート工法を用いる場合は、遮水シートに栗石、碎石等が直接触れないよう、不織布等で保護するほか、安全のため砂や土のうを敷設すること。</p> <p>(6) 浸出水集排水設備の下流部分に浸出水の採水設備を設けること。</p>
		5 浸出水処理設備	<p>(1) 浸出水の設計水質は、埋立てる産業廃棄物の性状等により決定すること。</p> <p>(2) 浸出水中の汚濁物質濃度の経年変化や埋立廃棄物の種類を勘案し、必要に応じ高度処理方式(活性炭吸着法、キレート吸着法等)の採用又は増設を行うこと。また、新設当初から設置場所を確保しておくこと。</p> <p>(3) 浸出水の水量及び水質の変化に対応するための流量調整槽が設けられていること。また、必要に応じて処理設備は2系列以上とすること。</p> <p>(4) 最終処分場内で発生した浸出水のほか、生活排水及び洗車排水についても、処理施設に導入すること。</p> <p>(5) 浸出水処理設備が処分場外にある場合には、人がみだりに立ち入らないように囲い等を設けること。</p> <p>(6) 浸出水移送パイプ等その故障が処理に重大な支障をきたすおそれがある設備については、原則として2台以上設置し、常に安定した運転ができるようにすること。</p>
		6 ガス抜き設備	<p>腐敗物を含む産業廃棄物を埋め立てる場合は、埋立地から生ずるガスを排除するためのガス抜き設備が設けられていること。</p> <p>(1) ガス抜き管は埋立産業廃棄物の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び発生ガス等の化学作用に十分耐える材質及び管厚を有し、原則として埋立地内の集排水設備に接続すること。</p> <p>(2) 発生したガスは、周辺的生活環境に支障とならないよう必要な措置が講じられていること。</p>
		7 地下水観測井戸	<p>地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2ヶ所以上設置すること。</p> <p>(1) 設置位置は上流及び下流に各々1ヶ所以上とし、深さは埋立地の底盤より低い位置とすること。</p> <p>(2) 井戸の内径は、採水を行うのに支障のない大きさとすること。</p> <p>(3) 井戸を設置した後は、ふたをし、防護ます等で保護すること。</p>
個別基準	遮断型最終処分場	1 上屋	埋め立てた産業廃棄物の飛散、流出及び雨水の流入防止のための上屋を設けること。
		2 地下水観測井戸	<p>地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2ヶ所以上設置すること。</p> <p>(1) 設置位置は上流及び下流に各々1ヶ所以上とし、深さは埋立地の底盤より低い位置とすること。</p> <p>(2) 井戸の内径は、採水を行うのに支障のない大きさとすること。</p> <p>(3) 井戸を設置した後は、ふたをし防護ます等で保護すること。</p>

様式第1号(第7条関係)

(表面)

<p>事前審査申請書</p>				
			<p>年 月 日</p>	
<p>(宛先) 高槻市長</p>		<p>申請者(〒) 〒が+ 住所 〒が+ 氏名 <small>法人にあっては名称及び代表者の氏名</small></p>		
		<p>電話番号</p>		
<p>高槻市廃棄物事前審査要綱第2条の規定により、事前審査を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>				
<p>施設の種類</p>				
<p>事業計画の概要</p>	<p>業種及び取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類</p>			
	<p>施設計画地</p>			
	<p>地目</p>	<p>用途地域</p>		
	<p>周辺の状況</p>			
	<p>他の関係法令の手續の有無</p>			
	<p>地元との合意状況 (第5条2号関係)</p>			
<p>共通事項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物処理施設に該当</p>	<p>する</p>	<p>しない</p>	

(裏面)

事業計画の概要	共通事項	廃棄物の流れ	排出事業者 収集運搬業者 処分業者 中間処理後の処理又は再生先(中間処理)			
		担当者 氏名				
		連絡先				
	積替保管施設	敷地面積	(公簿)	保管容量	m ³	
			(実測) m ²			
		保管場所の面積				
		施設の概要				
	中間処理施設	敷地面積	(公簿)	受入最大容量	t・m ³	
			(実測) m ²			
		施設の種類		処理能力		t・m ³ /日
		処分の工程				
	最終処分場	面積	(公簿)	容積	m ³	
			(実測) m ²			
		土地所有者の住所 氏名				
		申請地番				
	跡地の利用計画					
事務所及び事業場の名称		所在地		電話番号		

事前審査終了書

年 月 日

様

高槻市長

年 月 日付けで提出のあった事前審査申請書の内容について高槻市廃棄物事前審査要綱
第 6 条に基づいて、事前審査終了書を交付します。